

## 市税等の変更通知書に同封する納付書及び還付通知書の誤送付について

令和6年4月19日  
京丹後市役所

本市の市税等の変更通知書を送付する封筒に、別の方の納付書及び還付通知書を誤って同封して発送する事案が発生しました。

今回の個人情報を含む文書を誤送付してしまった事案の発生につきまして、深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおりご報告申し上げます。

## 1 事案の概要

- (1) 令和6年4月15日(月)に「市民税・府民税の決定または変更通知書」を発送した141名のうち、1名の方の納付書を誤って別の方の封筒に同封し送付していたことが、4月18日(木)に誤送付された方からの連絡により判明しました。
- (2) 令和6年4月15日(月)に「国民健康保険税 納税(変更)通知書」を発送した289名のうち、2名の方の還付通知書を誤って別の方の封筒に同封し送付していたことが、4月18日(木)に誤送付された方からの連絡により判明しました。

## 2 誤送付の内容

- ・誤って送付した件数 : 2件(市民税等 1件 国民健康保険税 1件)
  - ・誤送付により影響を受けた件数 : 3件(市民税等 1件 国民健康保険税 2件)
- 【個人情報の内容】住所、氏名、還付額、金融機関名

## 3 対応状況

4月18日(木)中に、誤送付をされた2人の方に対して謝罪し、誤って送付した納付書及び還付通知書を回収。

今回の誤送付により影響を受けた3人の方に対し、誤送付となった経緯を説明し謝罪するとともに、本来送付すべきであった納付書又は還付通知書を手渡した。

## 4 誤送付の原因

封入作業を1人で行っていたため、宛名(市税等の変更通知書の宛名と納付書及び還付通知書の宛名)の確認が不十分であったことが原因。

## 5 再発防止策

今回の件を厳粛に受け止め、個人情報を含む文書の扱いについては、より取扱いを厳格にし、今後は複数人での宛名の確認を徹底するなど、再発防止に努めます。

○お問い合わせ先 京丹後市役所 市民環境部 税務課(0772-69-0180)